

船舶事故調査報告書

令和3年4月28日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員行方不明
発生日時	不明（令和2年1月24日 12時00分ごろ～14時45分ごろの間）
発生場所	不明（石川県 ^{かけはし} 梯川河口北西方沖～石川県小松市 ^{ひずえ} 日末町の海岸の間）
事故の概要	プレジャーボートSHIRAKAWAは、小松市の海岸に無人の状態で見失われているところを発見され、船長が行方不明となった。
事故調査の経過	令和2年1月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で行方不明となっているため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート SHIRAKAWA、5トン未満 244-19101石川、個人所有 7.61m(Lr)×2.19m×0.73m、FRP ディーゼル機関、77.2kW、平成11年12月 （写真1参照）
	 <p>写真1 同型船</p>
乗組員等に関する情報	船長 76歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和55年5月14日 免許証交付日 平成30年1月15日 （令和5年4月1日まで有効）
死傷者等	行方不明 1人（船長）

損傷	船体が大破（全損）																																																																																				
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、視界 良好</p> <p>梯川河口北東方約9海里（M）に位置する徳光海象観測所における本事故当日の観測値は次のとおりであった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時刻^{*1} (時：分)</th> <th colspan="2">有義波^{*2}</th> <th colspan="2">最高波^{*3}</th> <th rowspan="2">平均 波向</th> <th rowspan="2">平均 風速 (m/s)</th> <th rowspan="2">平均 風向</th> </tr> <tr> <th>波高 (m)</th> <th>周期 (s)</th> <th>波高 (m)</th> <th>周期 (s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12:00</td> <td>0.5</td> <td>3.5</td> <td>0.79</td> <td>3.7</td> <td>北西</td> <td>5.9</td> <td>北北西</td> </tr> <tr> <td>12:20</td> <td>0.55</td> <td>3.6</td> <td>0.96</td> <td>4.2</td> <td>西北西</td> <td>7.6</td> <td>北</td> </tr> <tr> <td>12:40</td> <td>0.68</td> <td>3.5</td> <td>1.21</td> <td>3.5</td> <td>北北西</td> <td>10.3</td> <td>北北東</td> </tr> <tr> <td>13:00</td> <td>0.77</td> <td>3.6</td> <td>1.3</td> <td>3.2</td> <td>北西</td> <td>10.5</td> <td>北北東</td> </tr> <tr> <td>13:20</td> <td>0.82</td> <td>3.8</td> <td>1.52</td> <td>3.5</td> <td>北西</td> <td>10.4</td> <td>北北東</td> </tr> <tr> <td>13:40</td> <td>0.96</td> <td>4</td> <td>1.79</td> <td>4</td> <td>北北西</td> <td>11.5</td> <td>北北東</td> </tr> <tr> <td>14:00</td> <td>1.02</td> <td>4</td> <td>1.65</td> <td>3.5</td> <td>北北西</td> <td>12.4</td> <td>北北東</td> </tr> <tr> <td>14:20</td> <td>1.11</td> <td>4.2</td> <td>3.2</td> <td>4.9</td> <td>北北西</td> <td>12</td> <td>北北東</td> </tr> <tr> <td>14:40</td> <td>1.11</td> <td>4.4</td> <td>1.79</td> <td>4.8</td> <td>北北西</td> <td>10.9</td> <td>北北東</td> </tr> </tbody> </table> <p>海象：水温 約14</p> <p>小松市には、1月24日10時24分に波浪注意報（有義波高3.0m以上）が発表され、本事故当時も継続中であった。</p>	時刻 ^{*1} (時：分)	有義波 ^{*2}		最高波 ^{*3}		平均 波向	平均 風速 (m/s)	平均 風向	波高 (m)	周期 (s)	波高 (m)	周期 (s)	12:00	0.5	3.5	0.79	3.7	北西	5.9	北北西	12:20	0.55	3.6	0.96	4.2	西北西	7.6	北	12:40	0.68	3.5	1.21	3.5	北北西	10.3	北北東	13:00	0.77	3.6	1.3	3.2	北西	10.5	北北東	13:20	0.82	3.8	1.52	3.5	北西	10.4	北北東	13:40	0.96	4	1.79	4	北北西	11.5	北北東	14:00	1.02	4	1.65	3.5	北北西	12.4	北北東	14:20	1.11	4.2	3.2	4.9	北北西	12	北北東	14:40	1.11	4.4	1.79	4.8	北北西	10.9	北北東
時刻 ^{*1} (時：分)	有義波 ^{*2}		最高波 ^{*3}		平均 波向	平均 風速 (m/s)				平均 風向																																																																											
	波高 (m)	周期 (s)	波高 (m)	周期 (s)																																																																																	
12:00	0.5	3.5	0.79	3.7	北西	5.9	北北西																																																																														
12:20	0.55	3.6	0.96	4.2	西北西	7.6	北																																																																														
12:40	0.68	3.5	1.21	3.5	北北西	10.3	北北東																																																																														
13:00	0.77	3.6	1.3	3.2	北西	10.5	北北東																																																																														
13:20	0.82	3.8	1.52	3.5	北西	10.4	北北東																																																																														
13:40	0.96	4	1.79	4	北北西	11.5	北北東																																																																														
14:00	1.02	4	1.65	3.5	北北西	12.4	北北東																																																																														
14:20	1.11	4.2	3.2	4.9	北北西	12	北北東																																																																														
14:40	1.11	4.4	1.79	4.8	北北西	10.9	北北東																																																																														
事故の経過	<p>本船は、船長（以下「本船船長」という。）が1人で乗り組み、釣りの目的で石川県加賀市伊切町^{いぎり}北方沖の釣り場（以下「釣り場A」という。）に向け、令和2年1月24日07時00分ごろ、僚船と共に梯川の係留場所を出発した。</p> <p>本船は、07時30分ごろから10時10分ごろまで釣り場Aで僚船と共に錨泊して釣りを行ったのち僚船と別れ、釣り場Aの北東方2.5M付近の釣り場（以下「釣り場B」という。）に移動し、10時30分ごろから10時50分ごろまで流し釣りを行っているのを、釣り場Bで釣りをしていた僚船に目撃された。</p> <p>本船は、11時00分ごろ釣り場Bの北東方1.5M付近の釣り場（以下「釣り場C」という。）に移動して流し釣りを開始したのを、釣り場Cで釣りをしていた僚船（以下「僚船A」という。）の船長に目撃された。</p> <p>僚船Aの船長は、本船の船尾方を通過する際、本船船長が救命胴衣を着用し、後部甲板で右舷船尾部から^{まき}竿を出して釣りをしているのを認め、その後も本船が潮上りを繰り返しながら流し釣りをしているのを認めた。</p>																																																																																				

*1 各時刻のデータは、前後20分間の平均値である。

*2 「有義波」とは、ある地点で連続する波を観測したとき、波高の高い方から順に全体の1/3の個数の波を選び、これらの波高及び周期を平均したものをいい、1/3最大波ともいう。

*3 「最高波」とは、ある地点で観測された個別波の中で、波高が最も高い波をいう。

僚船Aの船長は、風が強くなり波が高くなってきたので、12時00分ごろ釣り場Cを出発して梯川の係留場所に戻った。

本船船長の知人(以下「知人A」という。)は、梯川の係留場所に本船船長の自家用車が停まっていたものの本船が戻っていないことに気づき、梯川河口に移動して双眼鏡で沖合を見たところ、14時00分ごろ本船が船首を北西に向け、梯川河口北西方1M付近を南西方に漂流しているのを認めた。

知人Aは、本船を認めた際、風を横から受けながら漂流しており、波高約1.5mの波浪があつて釣りができる状況ではなかったので不審に思い、本船船長が所属するマリンレジャー団体に所属する知人(以下「知人B」という。)に連絡し、本船船長の携帯電話に連絡するよう依頼した。

知人Bは、14時15分ごろから14時25分ごろまでの間に本船船長の携帯電話に3回発信したものの、呼出音が鳴らなかったため、知人Aに陸上から本船を追いかけるよう依頼した。

本船は、国土交通省が小松市日末町地先に設置していた監視カメラによって、14時38分ごろ海岸の消波ブロックに漂着するところが記録されていた。

知人Aは、陸上から本船を追いかけていたところ、本船が無人の状態で海岸の消波ブロックに漂着しているのを認め、14時45分ごろ118番通報を行った。

本船は、消波ブロックに繰り返し打ちつけられて大破し、船首部の一部を残して沈没した。(写真2参照)



写真2 船首部の一部

本船船長は、海上保安庁の巡視船及び航空機並びに警察、消防及び僚船による捜索が行われたものの、発見されず、行方不明となった。(付図1 事故発生場所概略図 参照)

その他の事項

本船船長は、ふだん釣りをを行う際、機関を後進にかけて遠隔操縦とし、同じ場所に船位を保持できるようスロットルレバーを操作しながら、船尾を風上に向けて後部甲板で操船していた。(写真3参照)



写真3 同型船の後部甲板及び遠隔操縦装置

本船の甲板上から舷縁までの高さは、船体の前部で約66cm、中央部で約64cm、後部で約60cmであり、乾舷は、船体の前部で約110cm、中央部で約96cm、後部で約83cmであった。また、トランサムステップ及びトランサムラダーは、標準艀装品ではなく、本船に装備されていたかどうかは不明であった。

知人Bは、釣り場Cから14時00分ごろ本船が漂流していた場所まで流されるのにそれほど時間がかからないことから、本船船長が、13時30分ごろまでは釣りをしており、舵輪から手を離して釣りをしている最中に、風の影響で船体の方向が変わって横から風を受けるようになり、横揺れが生じて舷縁を越えて落水した可能性があるのではないかと本事故後に思った。

本船船長は、ふだん、帽子、カップの上下、ベスト型の自動膨張式の救命胴衣、長靴を着用していた。

本船船長は、プレジャーボートの操縦及び釣りの経験が約50年あり、健康状態は良好で、持病はなかった。

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象等の関与
判明した事項の解析

不明

不明

不明

本船船長は、行方不明となった。

本船船長は、梯川河口北西方沖において、波浪注意報が発表され、風力4～6の北北西～北北東風が吹き、波高約1.5mの波浪が発生している状況下、12時00分ごろまで釣り場Cで釣りをしているところを目撃された後、14時45分ごろ本船が小松市日末町の海岸

	<p>に無人の状態では漂着しているのを発見されたことから、この間において本船船長が落水したものと考えられる。</p> <p>本船は釣り場Cで目撃された際、本船船長が後部甲板で流し釣りを行っていたことから、釣り中に落水した可能性があると考えられる。</p> <p>本事故当時、梯川河口北西沖において、風力4～6の北北西～北北東風が吹き、波高約1.5mの波浪が発生していたことから、本船は、風波を受けて船体が大きく動揺した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、梯川河口北西沖において、波浪注意報が発表され、風力4～6の北北西～北北東風が吹き、波高約1.5mの波浪が発生している状況下、本船船長が本船から落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の船長は、舷縁付近では、構造物等につかまって姿勢を低くするなどして安定した姿勢を保ち、落水することがないように十分に注意すること。 ・ 小型船舶の船長は、気象及び海象情報、船舶の堪航性を考慮し、適切な時機に帰航の判断をすること。 ・ 小型船舶の船長は、防水型又は防水パックに入れた携帯電話を常に携帯し、緊急時の連絡手段を確保しておくこと。

付図1 事故発生場所概略図

